

2026 年 03 月 09 日

有料職業紹介手数料表

弊社は人材紹介手数料に関し、下記の内容で厚生労働大臣に届出を行い、受理されております。実際に適用する手数料につきましては、契約書等により下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	無
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 40% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 40% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額の 40% (または 円) 手数料負担者は求人者とします。

・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。

★返戻金制度

求職者が就業して 1 ヶ月未満に退社した場合 …… 手数料額の 80%

求職者が就業して 3 ヶ月未満に退社した場合 …… 手数料額の 50%

求職者が就業して 3 カ月以上 6 ヶ月未満に退社した場合 …… 手数料額の 10%

許可番号 13-ユ-311332

事業所名称 翔達商事株式会社

事業所住所 東京都中央区日本橋久松町 9-12 和円ビル 3 階